

ID: 191

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	道の駅たかねざわ元気あつぷむらの設置及び管理に関する条例 第7条第1項 (第16条及び指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	令和元年条例第16号		
<b>【基準】</b>			
第7条及び第8条の規定による。 (利用の許可)			
第7条 施設を利用しようとする者(テナント利用に係る許可を受けた者の管理下において、当該許可を受けた施設を利用しようとする者を除く。)は、町長の許可を受けなければならない。			
2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。			
3 施設のテナント利用に係る許可期間は、5年以内とする。ただし、当該許可期間は、更新することができる。 (利用許可の制限)			
第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。			
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。			
(2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。			
(3) 施設の管理上支障があると認めるとき。			
(4) その他町長が適当でないと認めるとき。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日